

第 8 章

事 後 調 査

第8章 事後調査

8.1 保存するタイドプールにおけるカクメイ科等の貝類

(1) 事後調査を行うこととした理由

準備書提出後にカクメイ科の貝類が、埋立予定地及びその近傍のタイドプールで確認されたことから、当初計画（準備書段階）に対し、環境保全措置を追加検討した結果、これらのタイドプールについては埋立を行わず残して保存する。保存に当たってはタイドプールから護岸までの距離を可能な限り確保し、開口部には掘削岩の大岩を有効利用した通水性のある透過堤を設置する。

これらの保全措置によりカクメイ科の貝類の生息するタイドプールの生息環境は保全できるものと考えられるが、環境保全措置の効果に係る知見が十分ではないことから事後調査を行うこととする。

なお、事後調査の実施に当たっては、監視委員会等の指導を得ながら調査計画を策定し、これに基づき実施することとする。

(2) 事後調査の項目及び手法

現状保存することとしたタイドプール内外において、水質（水温、塩分、pH、DO、酸化還元電位等）、底質（粒度分布、硫化水素、酸化還元電位等）、砂の堆積状況を測定するとともに、カクメイ科等の貝類の目視観察を行う。

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境保全上特に配慮する必要が生じた場合には、具体的な措置について監視委員会等の指導を得るとともに、関係行政機関と連携を図りながら適切な措置を講じることとする。

(4) 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、監視委員会等の意見を聞くとともに、記録に保存し、関係行政機関に定期的に報告するとともに、当社事業所において閲覧できるようにするものとする。